

フの理解があることが最も多かった。院長の一存ではなく、施設全体で研修歯科医の受け入れ体制を整えなければ良い研修指導は実施できない。これは、指導歯科医だけが研修歯科医を指導するのではなく、他の歯科医師や歯科衛生士、スタッフと研修歯科医が協働してOJTを実施することが良い研修につながるものと考えられる。少数意見ではあったが、職位にかかわらず意見が言える環境というものも、施設全体で作り上げるものであり、好ましい研修環境と言える。

カリキュラムおよびフィードバックについての意見も多かった。個々の研修歯科医の能力はばらばらであり、画一的なプログラムを実施するだけでは目標には到達し得ない。個人の能力に合わせたカリキュラムの改変が常に必要となり、それが実践できた場合に良い研修が実施できることがうかがわれる。指導歯科医講習会でカリキュラムプランニングを必修としているものの、実際に運用するためにはさらなる指導側の研鑽も必要と思われる。

歯科診療所で行われる研修では、歯科大学・大学歯学部附属病院ではできない、歯科診療所ならではの方略が重要であることも示唆されている。研修歯科医へのアンケート結果では、「臨床研修施設の設備」について単独型・管理型臨床研修施設に比して協力型臨床研修施設での不満度が高かった²⁾ことからも、歯科診療所では物的資源ではなく、患者というリソースを有効活用する必要がある。

管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設の連携・情報共有の緊密さも重要な思

われる。特に、研修実施に問題が生じた場合、研修歯科医に不利益が生じないように研修プログラムで担保しなければならない。研修管理委員会が常に迅速に状況を把握し、適切な措置を講ずることができる体制構築が必須である。そのためにも、研修管理委員会への積極的な参加が重要である。

規則を守ること、模範的であることは、指導歯科医にも研修歯科医にも当たり前のことである。研修歯科医の場合、臨床研修未修了の判断の条件の一つに、法令遵守ができないことが挙げられている。指導歯科医についてもやはり反面教師では良い指導者とは言えない。

臨床研修を行っていることを患者へ広く周知することは、新人がいることを知らせることになるため敬遠する向きもある。しかし、臨床研修指定施設は厚生労働大臣が臨床研修を実施する要件を満たしている場合に指定するものであり、医療法上の広告することができる事項にもなっている。指定要件の中には医療の安全管理体制に関する規定もあり、十分な安全管理体制下にあることを患者にきちんとアピールすることが肝要と思われる。

2. 協力型臨床研修施設である歯科診療所で、管理型臨床研修施設または研修歯科医とトラブルを招いたなど、気をつけなければならない事例について

良い事例では『スタッフの理解』

が最も多かったのに対し、トラブル事例では「スタッフの不理解・不協力」はあまり多くなかった。ほとんどの歯科診療所でスタッフの理解の下、臨床研修が実施されているものと推察されるが、特に新規に臨床研修施設の指定を受けようとする歯科診療所においては、「スタッフの不理解・不協力」がトラブルの原因になることを忘れずに注意すべきである。

最も意見が多かったのは、歯科診療所が施設要件を満たさなくなることであった。施設要件では歯科医師数、歯科衛生数とともに規定があり、人的資源については不慮の変動が起こりうることが示唆される。この場合も研修管理委員会が研修歯科医の不利にならないよう、速やかに別の受け入れ施設を決定することが示されている³⁾。そのためにも、管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設の緊密な連携は極めて重要である。

定められたルールを遵守しない研修施設の事例が多く挙げられた。先にも述べたとおり、規則を守ること、模範的であることは最低限守らなければならないことであり、それが守られない場合には、研修管理委員会は速やかに改善を申し入れ、改善されない場合、研修歯科医の不利にならないよう別の受け入れ施設を決定すべきである。

研修歯科医の人格否定やパワーハラスメント・セクシャルハラスマ

ント、不十分な指導、目標と乖離した方略など、指導歯科医としての適性を欠く、あるいは資質が劣るような事例も見受けられた。本質的に指導歯科医の指導能力に問題があることもあるかもしれないが、研修歯科医と指導歯科医のマッチングの問題もあると考えられる。まずは出向先の決定に十分な検討の時間と機会を用意し、郡内マッチングを行うなど配慮が必要と考える。また、継続的な指導歯科医としての資質の向上のための研修などの取組も必要であろう。

先般の歯科医師臨床研修制度の見直しにより、研修管理委員会の機能の充実が図られたところであるが、円滑な臨床研修の実施にあたり、これらの事例に鑑み、協力型臨床研修施設への適切な助言、指導が望まれる。

E. 結論

協力型臨床研修施設である歯科診療所で臨床研修を実施するにあたり、良い研修を行うためにはスタッフの協力体制やカリキュラム・フィードバックの充実、管理型臨床研修施設との緊密な連携体制が必要であり、これらを欠くとトラブルを招くおそれがある。また、当たり前ではあるがルールの遵守は最低限の要件である。

これから歯科医師臨床研修制度に参入しようとする歯科診療所のみならず、すでに臨床研修を実施している施設もこれらの点に配慮し

て、よりよい歯科医師臨床研修を実施されたい。

F. 参考文献

- 1) 藤井一維ら：歯科診療所を中心とした臨床研修施設群を構築するための歯科医師臨床研修実施体制構築に関する研究
平成 22 年度研究報告書（平成 23 年 3 月 31 日），平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業
- 2) 俣木志朗ら：新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 平成 21 年度総括・分担報告書報告書(平成 22 年 3 月)，平成 21 年度厚生労働科学研究地域医療基盤開発推進研究事業
- 3) 厚生労働省医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会：医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成 21 年 12 月 22 日）
- 4) 厚生労働省医政局歯科保健課：歯科医師 臨 床 研 修 の 現 状
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/shikarinsyo/sankou/genjo/hissuya.html#hissuka01> (平成 24 年 3 月 26 日アクセス)
- 5) 平田創一郎ほか：歯科診療所における研修歯科医の割合の推移，日本公衆衛生雑誌；58(10) : 430, 2011.

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

分担研究報告書

歯科診療所で臨床研修を行っている研修歯科医の分布に関する研究

研究分担者 平田創一郎（東京歯科大学准教授）

研究協力者 杉戸 博記（東京歯科大学准教授）

研究要旨：平成 18 年度に必修化された歯科医師臨床研修により、新規参入歯科医師である研修歯科医の分布がどのように変化したかを把握することは歯科医師の地域偏在及び需給を検討する上で重要である。研修歯科医の全国的な在籍分布状況について、すべての研修プログラムを対象に調査を行った結果、1 年目の研修歯科医の総数は 2,423 名であった。月平均の都道府県ごとの研修歯科医数は、最大が東京都で 387.7 名（16.3 %），最少が秋田県と島根県の 2.0 名（0.1%）であった。中断例は 16 例であった。研修歯科医数の都道府県格差はやや縮小したものの、都市部への集中傾向は変わらず認められたことから、今後、継続した調査が必要と考える。また、研修歯科医は研修先の確保のため、マッチングでマッチしておくこと、研修施設はマッチングで研修歯科医を採用しておくことが望ましいことが示唆された。一方、歯科診療所の研修プログラムで研修を行った研修歯科医数は増加しているものの、協力型施設への出向者も含めて実際に歯科診療所で臨床研修を受けた研修歯科医の割合は 4 分の 1 強で、昨年度に比べてほとんど増加していないことが明らかとなった。

A. 研究目的

歯科医師臨床研修制度は、必修化初年度から歯科医師国家試験合格者のほぼすべてが臨床研修を受けている^{1, 2, 3, 4, 5)}。ただし、全合格者が臨床研修を修了しているわけではないことから、新制度の有効性、効率性を評価するために、臨床研修を受けている者の状況について継続した調査が必要である。

一方、平成 10 年の「歯科医師の需給に関する検討会報告書」において、歯科医師数適正化のための施策のひとつとして臨床研修の必修化があげられており、

また、併せて進められるべき施策として歯科診療所の地域偏在の是正が挙げられている⁶⁾。平成 18 年の「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書」においても、歯科医師の地域偏在を解消するための取組の必要性がうたわれている⁷⁾。したがって、新規参入歯科医師である研修歯科医がどこで臨床研修を受けているかを把握することは歯科医師の地域偏在及び需給を検討する上で重要である。

医師臨床研修制度における臨床研修病院群は原則として二次医療圏内にあるこ

とと規定されているが、歯科医師臨床研修の臨床研修施設群にはその規定はなく、管理型臨床研修施設が都道府県をまたいで協力型臨床研修施設と群を形成することができる。また、協力型臨床研修施設での研修期間は新歯科医師臨床研修制度の規定上、最短で3か月、最長で9か月であり、管理型臨床研修施設よりも協力型臨床研修施設で長期間研修を実施する研修プログラムも可能である。臨床研修施設の指定を受けた歯科診療所数は平成23年度には単独型27施設、管理型8施設、協力型1,767施設にのぼる⁸⁾。したがって、研修歯科医の分布状況を正確に把握するためには、各単独型、管理型及び協力型臨床研修施設で実際に研修を行っている研修歯科医の数を月ごとに調査する必要がある。すでに、平成18年度から22年度まで研修歯科医の分布状況に地域偏在が認められること^{1, 2, 3, 4, 5)}、群方式により研修歯科医の地域偏在が平準化されること^{1, 2, 3, 4, 5, 9)}を報告している。

これらの理由から、平成23年度の新歯科医師臨床研修の実施状況を調査することにより、研修歯科医の分布状況、特に歯科診療所における歯科医師臨床研修の実施状況につき検討を行う。

B. 研究方法

1. 対象

平成22年度に平成23年度歯科医師臨床研修の研修歯科医の募集を行ったすべての単独型及び管理型臨床研修施設248施設の研修プログラム316プログラムを対象とした。

2. 調査期間と方法

平成24年2月8日から平成24年2月22日までの期間で、郵送及びE-mailによる調査行った。厚生労働省が運営する歯科医師臨床研修プログラム検索サイトD-REIS (<http://www.d-reis.org>) に登録された平成23年度の歯科医師臨床研修施設の施設長宛に調査票（別紙1、別紙2）を郵送し、あわせて当該問い合わせ先担当者にE-mailにて同一の調査票を送付した。調査票の回収はE-mail、FAX、郵送及び電話回答により行った。

研修歯科医の在籍状況は、各単独型、管理型または協力型臨床研修施設に各月の月末に在籍する者を当該施設当該月の研修歯科医数として集計した。

3. 質問項目

質問項目は以下の3つとした。

- ①研修プログラムごとに、平成23年4月から平成24年3月までの月ごとの単独型、管理型または協力型各臨床研修施設に在籍する1年目の研修歯科医数。平成24年1月末時点とし、平成24年2～3月は予定を記載。
- ②研修の休止、中断、再開または延長がある場合には、当該研修歯科医（無記名）ごとにその旨とその時期。
- ③研修プログラムごとに、歯科医師臨床研修マッチングプログラムで採用した人数及びそれ以外で採用した人数（1年目の中途採用（再開等）を含む）。

（倫理面への配慮）

本研究における調査は、各歯科医師臨

床研修施設から得た情報を用いて行ったものである。提供された資料には、研修歯科医個人の情報は含まれていないが、調査の対象である研修プログラムを有する歯科医師臨床研修施設には本研究・調査の目的を説明し、同意を得た上で情報の提供を受けた。なお、調査結果は統計値または匿名性を確保して公表することとし、資料の取扱については十分な注意を払って実施した。本研究は、日本歯科大学新潟生命歯学部倫理委員会の審査を受け承認を得た（許可番号 NCNG-H-85）。

C. 研究結果

248 施設 316 プログラムすべてから回答を得た。

1. 平成 23 年度に 1 年目の臨床研修を行った研修歯科医数

平成 23 年度に 1 年目の臨床研修を行った研修歯科医数は 2,423 名（うち、単独方式 957 名、群方式 1,450 名）であった。ただし、年度内に中断・再開を行った者は重複して計上している。また、平成 23 年度以前に臨床研修を開始し、平成 23 年度中も研修を実施している研修歯科医の合計の研修期間 12 月までを含んでいる。

2. 研修中断例

平成 24 年 1 月現在で中断例は 16 例であった。研修方式による内訳は、単独方式で 13 例、群方式で 3 例であった。

3. 研修歯科医の都道府県ごとの分布状況

況

表に都道府県別月別研修歯科医数を示す。平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までのすべての月で、研修歯科医の在籍しない都道府県はなかった。都道府県単位の月別研修歯科医数の最大は 408 名（東京都）、最少は 2 名（秋田県、福井県、鳥取県、島根県）であり、格差は 204.0 倍であった。

各月の研修歯科医数の合計を 12 で除した数を平均研修歯科医数とする。最も平均研修歯科医数が多かったのは東京都で 387.7 名、最も少なかったのは秋田県と島根県の 2.0 名であり、格差は 193.9 倍となった。歯科大学・歯学部を有する都道府県が平均研修歯科医数の上位を占めたが、徳島県と鹿児島県は兵庫県と京都府より平均研修歯科医数が少なかった。平均研修歯科医数が 10 名に満たない県は 21 県であった。

一方、歯科診療所で研修を行った研修歯科医数を見ると、1 年を通じて研修歯科医がいるのは 21 都道府県、逆に 1 年を通じて研修歯科医がないのは 3 県であった。都道府県単位の月別研修歯科医数の最大は 159 名、平均研修歯科医数の最大は 113.0 名（いずれも東京都）であった。

4. 研修歯科医の受け入れのなかつた研修プログラム

全研修プログラム 316 プログラム（単独方式 220 プログラム、群方式 96 プログラム）のうち、研修歯科医の受け入れのなかつた研修プログラムは 39 プログラム（39 施設）であった。うち単独方式は

30 プログラム、群方式は 9 プログラム、歯科診療所は 6 施設で、歯科医師臨床研修マッチングプログラム（以下、マッチングという。）不参加施設 19 施設中受入れがなかったのは 12 施設（63.2%）であった。平成 22 年度に指定を受け、平成 23 年度から歯科医師臨床研修を開始した 6 施設中、3 施設が研修歯科医の受入れがなかった。

5. マッチング及びマッチング外で採用された研修歯科医数

マッチングで採用された研修歯科医数は 2,278 名（94.6%），マッチング外（アンマッチ後の二次募集以降の採用を含む）で採用された研修歯科医数は 130 名（5.4%）であった。

6. 歯科診療所の研修プログラム

研修歯科医を受け入れた歯科診療所の研修プログラムは 35 プログラム（単独方式 20 プログラム、群方式 15 プログラム）であった。単独型臨床研修施設は 20 施設（有床診療所 5 施設、無床診療所 15 施設）、管理型臨床研修施設 13 施設（有床診療所 2 施設、無床診療所 11 施設）であった。

歯科診療所の研修プログラムを受けた研修歯科医数は、単独方式が 53 名（うち有床診療所 20 名、無床診療所 33 名）、群方式が 37 名（うち有床診療所 6 名、無床診療所 31 名）であった。

7. 歯科診療所で行われた歯科医師臨床研修

上記に加え、協力型臨床研修施設である歯科診療所で臨床研修を受けた研修歯科医はのべ 1,489 名（複数の協力型臨床研修施設で臨床研修を受けた研修歯科医は重複して計上）であった。うち、有床診療所ではのべ 56 名（同上）、無床診療所ではのべ 1,433 名（同上）であった。一方、協力型臨床研修施設である病院で臨床研修を受けた研修歯科医はのべ 141 名（同上）であった。

無床診療所の平均研修歯科医数は 607.1 名、有床診療所は 36.8 名であった。一方、歯科大学・歯学部附属病院では 1361.4 名、医科大学・医学部附属病院 221.9 名、その他の病院 157.1 名であった。（図）

D. 考察

1. 平成 23 年度の研修歯科医数について

平成 23 年の第 104 回歯科医師国家試験の合格者数は 2,400 名であり、平成 18～22 年の歯科医師国家試験合格者で臨床研修を修了していない者が平成 23 年度に臨床研修を受けていることが伺われた。

2. 研修中断例について

研修中断例は平成 20 年度の 25 例（1.09%），平成 21 年度の 9 例（0.38%），平成 22 年度の 13 例（0.53%）に対し、平成 23 年度は 16 例（0.66%）であった。単独方式の研修プログラムの方が群方式より中断例が多いことから、特

に 1 年間 1 箇所の施設で研修を行う場合には、採用時のマッチングに採用する側もされる側もより一層の注力が必要と思われる。ただし、中断例の実数は少ないまま推移しており、ほとんどの研修歯科医は法定の 1 年で臨床研修を修了しているものと考えられる。（2 年プログラムの 1 年目終了を含む。）

3. 研修歯科医の都道府県ごとの分布状況について

研修歯科医数の都道府県格差については、月別の研修歯科医数の最大と最少の格差及び平均研修歯科医数の格差はそれぞれ平成 22 年度の 425.0 倍、217.8 倍から平成 23 年度の 204.0 倍、193.9 倍へと縮小した。最も研修歯科医数の多い東京都では平均研修歯科医数は平成 22 年度より減少しており、格差の縮小は最多の研修歯科医数の減少の影響が大きいものと考えられる。平均研修歯科医数が 10 名に満たない県は平成 22 年度の 23 県から 21 県に減少しており、研修歯科医の都道府県別の分布状況は昨年度に比べて平準化したと考えられる。ただし、上位 21 都道府県（歯科大学を有する 19 都道府県及び兵庫県、京都府）の占める平均研修歯科医数の割合は 91.8% (2,188.7 名) を占めており、今後、都市部へのさらなる集中傾向に注意が必要である。なお、平成 22 年度には京都府は歯科大学を有する 19 都道府県より平均研修歯科医数は少なかったことから、研修歯科医の都市部への集中傾向は変わらず認められる。

研修歯科医を受け入れた研修プログラ

ム数を平成 22 年度と平成 23 年度とで比較すると、平成 22 年度は 275 プログラムであるのに対し、平成 23 年度は 277 プログラムとわずかに増加した。プログラム総数が 7 プログラム増加したのに比べ、わずかな増加にとどまったが、昨年度は減少したことを考えると、平成 23 年度は多様な研修施設、研修プログラムでの臨床研修が実施されたこととなり、良い傾向にあると言える。

群方式により研修歯科医の地域偏在が平準化されることはすでに報告してきたが^{1, 2, 3, 4, 5, 9)}、歯科診療所で研修歯科医を全く受け入れていない県が 3 県あり、平成 22 年度の 2 県より増加している。都市部に比べ、地方では特に歯科診療所において研修歯科医の確保が難しい可能性が示唆された。一方、全都道府県でみると研修歯科医がない月数は減少している。日本歯科医師会は平成 22 年度から指導歯科医講習会を開催しており^{10, 11)}、地方の歯科診療所への歯科医師臨床研修制度のより一層の周知が進んでいるものと思われる。

4. 研修歯科医の受け入れのなかった研修プログラムについて

研修歯科医の受け入れのなかった研修プログラムを方式別に見ると、単独方式、群方式とも 9.4% であり、平成 22 年度の単独方式の方が群方式より研修歯科医が受け入れにくい傾向は平成 23 年度では見られなかった。

また、平成 23 年度の全研修プログラム 316 のうち、マッチングに参加しなかった施設は 19（募集方式の異

なる 3 施設を除くと 16 施設) で、そのうち 12 の施設が研修歯科医の受入れがなかった。ほとんどの研修希望者がマッチングに参加しているであろうことを鑑みても、研修施設がマッチングに参加しないことが研修歯科医の採用を難しくすることが示唆された。

平成 23 年度に初めて研修歯科医を募集した新規に指定を受けた臨床研修施設では、50% が研修歯科医の受入れがなかった。これは、指定申請の締切りが 6 月末日のため、マッチングへの参加登録は可能であるものの、実際に指定を受けるのがマッチングの希望順位表登録締切り間近であり、研修歯科医の募集が難しいことによると考えられる。研修希望者の施設見学は春休み頃から始まっている、ピークは夏休み期間であることから、新規指定申請を行っていてまだ指定を受けていない施設であっても、研修希望者に積極的にアピールする場が提供されることが望まれる。そのためには、地域や歯科大学での合同施設説明会といった取組が有効であると考える。

5. マッチング及びマッチング外で採用された研修歯科医数について

マッチング外での採用は 5.4% (平成 22 年度は 7.4%) と少なく、研修希望者は研修先の確保のためにマッチングでマッチしておくことが望ましいことが示唆された。一方、今回の調査で対象とした平成 23

年度の研修歯科医が参加した平成 22 年度歯科医師臨床研修マッチングの結果は、マッチ者数 3,291 名であり¹²⁾、このうち 67.7% (昨年度は 67.3%) が歯科医師国家試験に合格し臨床研修を開始したこととなる。第 104 回歯科医師国家試験の合格率は 71.0% (昨年度は 69.5%) であり、マッチしたとしても、国家試験の合否による影響は免れない傾向は昨年度までと変わっていない [s1]。これを受け、厚生労働省医政局歯科保健課は、事務連絡で『平成 23 年度の歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について』を発出し、マッチ者が歯科医師国家試験に不合格であった場合、条件付で歯科マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチ施設から受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めることとしているが¹³⁾、マッチングシステムの根幹に関わる問題であり、早急な制度の確立が必要である。

6. 歯科診療所の研修プログラム

研修歯科医を受け入れた歯科診療所の研修プログラムは、単独方式、群方式とも平成 22 年度に比べ増加した。また、無床診療所での研修歯科医の受入れが増加しており、研修歯科医の人数も増加していることから、歯科診療所が主体となつた歯科医師臨床研修が拡充しつつあることが伺われた。

7. 歯科診療所で行われた歯科医師臨床研修

延べ人数で見ると、半数近くの研修歯科医が歯科診療所で研修を受けていることになるが、研修期間の長短も加味した平均研修歯科医数で見ると、歯科大学・歯学部附属病院で研修を受けた研修歯科医が全体の6割弱を占めているのに対し、歯科診療所で研修を受けた者は4分の1強であった。（図）平成22年度に比べ、わずかに歯科大学・歯学部附属病院の平均研修歯科医数の割合が減少し、診療所の割合が増加したもの、大きな変化は見られなかった。歯科大学・歯学部附属病院の多くが群方式の研修プログラムを実施しており、また、管理型・単独型の歯科診療所数も増えてきている⁸⁾ことから、歯科医師臨床研修制度における歯科診療所の役割がより一層重要性を増してきているものと考える。それにあわせて、歯科診療所における臨床研修実施体制の拡充が不可欠であろう。

E. 結論

中断・休止例は少ないまま推移しており、採用時のマッチングや群内マッチング及び研修実施中の指導等の充実が伺われた。また、研修歯科医数の都道府県格差は減少したが、都市部への集中傾向は変わらず、今後、継続した調査が必要と考える。また、研修歯科医は研修先の確保のため、マッチングでマッチしておく

こと、研修施設はマッチングで研修歯科医を採用しておくことが望ましいことが示唆された。一方、歯科診療所の研修プログラムで研修を行った研修歯科医数は増加しているものの、協力型施設への出向者も含めて実際に歯科診療所で臨床研修を受けた平均研修歯科医数の割合は4分の1強で、昨年度に比べてほとんど増加はしていないことが明らかとなった。

F. 参考文献

- 1) 藤井一維ら：歯科診療所を中心とした臨床研修施設群を構築するための歯科医師臨床研修実施体制構築に関する研究 平成22年度研究報告書（平成23年3月31日），平成22年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業
- 2) 俣木志朗ら：新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 平成18年度総括・分担報告書報告書（平成19年3月），平成18年度厚生労働科学特別研究事業
- 3) 俣木志朗ら：新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 平成19年度総括・分担報告書（平成20年3月），平成19年度厚生労働科学研究医療安全・医療技術評価総合研究事業
- 4) 俣木志朗ら：新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 平成20年度総括・分担報告書報告書（平成21年3月），平成20年度厚生労働科学研究地域医療基盤開発推進研究事業
- 5) 俣木志朗ら：新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 平成21年度総括・分担報告書報告書（平成22年3月），平成21年度厚生労働科学研究地域医療基

盤開発推進研究事業 6) 歯科医師の需給に関する検討会報告書(平成 10 年 5 月 29 日), 厚生省

7) 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書 (平成 18 年 12 月), 厚生労働省医政局歯科保健課

8) 厚生労働省医政局歯科保健課 : 歯科医師 臨 床 研 修 の 現 状 ,
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/shikarinsyo/sankou/genjo/hissyuka.html#hissyuka01> (平成 24 年 3 月 26 日 アクセス)

9) Hirata S, Mataki S, Akiyama H, Nitta H, Okada M, Sakayori T, Sugito H, Ishii T.: Geographic distribution of postgraduate dental trainees in Japan. Bull Tokyo Dent Coll.; 50(2):63-70, 2009.

10) 平成 22 年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会 (第 1 回) 報告書, 社団法人日本歯科医師会

11) 平成 22 年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会 (第 2 回) 報告書, 社団法人日本歯科医師会

12) 平成 22 年度歯科医師臨床研修マッチングの結果, 歯科医師臨床研修マッチング協議会 ,
http://www.drmp.jp/10match_koho.pdf
(平成 24 年 3 月 26 日 アクセス)

13) 平成 23 年度の歯科医師臨床研修予定者の受け入れに関する対応について (平成 22 年 10 月 28 日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡), 厚生労働省医政局歯科保健課

G. 研究発表

1) 平田創一郎、杉戸博記、高橋俊之、俣木志朗、藤井一維、秋山仁志、大川由一、酒寄孝治、岡田眞人、眞木吉信、石井拓男 : 歯科診療所における研修歯科医の割合の推移, 第 70 回日本公衆衛生学会総会, 平成 23 年 10 月 20 日, 秋田市

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

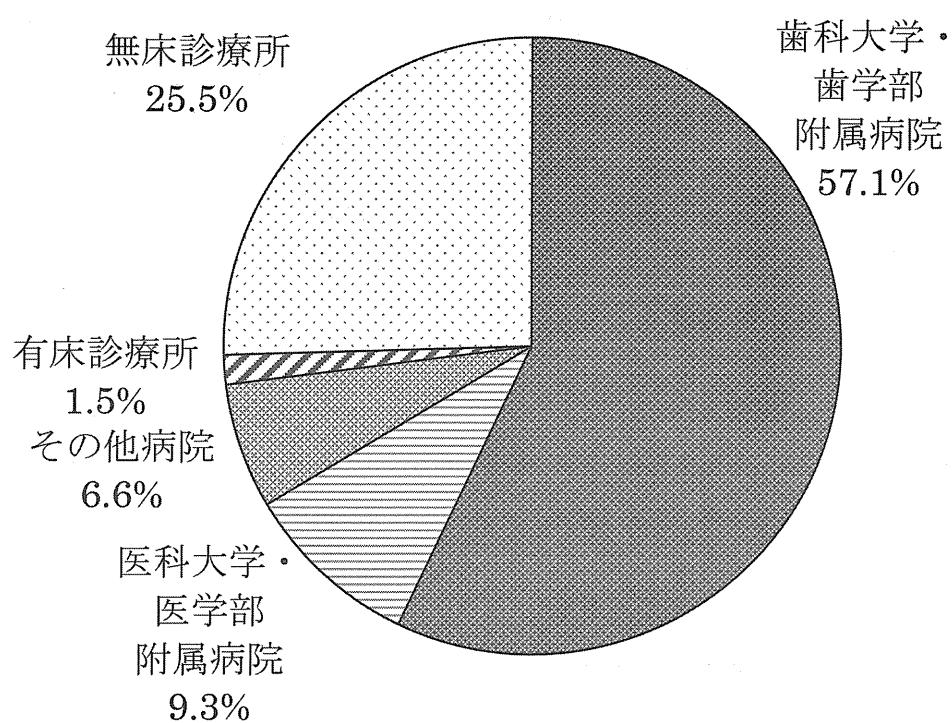


図 臨床研修施設の種類別 平均研修歯科医数の割合

表 平成23年度 都道府県別月別研修歯科医数

都道府県	平成23年												平成24年			月平均										
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
北海道	104	(26)	94	(25)	94	(25)	95	(26)	98	(28)	96	(28)	85	(27)	86	(27)	85	(26)	89	(27)	90	(28)	101	(27)	92.9	(26.5)
青森県	6	(0)	6	(0)	10	(4)	10	(4)	11	(5)	7	(1)	7	(1)	10	(4)	10	(4)	10	(4)	7	(1)	6	(1)	8.3	(2.4)
岩手県	49	(0)	50	(1)	38	(12)	38	(12)	38	(12)	50	(1)	50	(1)	38	(11)	38	(11)	38	(11)	50	(1)	49	(0)	43.8	(6.1)
宮城県	55	(3)	54	(5)	58	(8)	60	(10)	60	(10)	54	(5)	54	(3)	58	(7)	59	(9)	58	(8)	53	(4)	55	(3)	56.5	(6.3)
秋田県	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2.0	(0.0)
山形県	3	(0)	3	(0)	3	(0)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	4	(1)	3	(0)	3.7	(0.7)
福島県	57	(0)	57	(0)	56	(0)	39	(6)	38	(6)	38	(6)	45	(3)	45	(3)	45	(3)	45	(3)	55	(1)	46.5	(3.0)		
茨城県	5	(1)	5	(1)	5	(1)	11	(7)	14	(10)	14	(10)	15	(11)	13	(9)	14	(10)	14	(10)	14	(10)	10	(6)	11.2	(7.2)
栃木県	8	(0)	8	(0)	8	(0)	15	(7)	18	(8)	16	(8)	16	(8)	14	(6)	14	(6)	14	(6)	14	(6)	9	(1)	12.7	(4.7)
群馬県	7	(5)	7	(5)	7	(5)	7	(5)	7	(5)	8	(6)	8	(6)	8	(6)	8	(6)	7	(5)	7	(5)	7.3	(5.3)		
埼玉県	103	(32)	107	(36)	105	(36)	125	(53)	146	(81)	147	(81)	143	(80)	146	(83)	140	(74)	140	(74)	137	(70)	115	(48)	128.5	(62.3)
千葉県	226	(34)	229	(38)	229	(38)	186	(71)	200	(85)	200	(85)	202	(88)	200	(87)	189	(79)	190	(79)	190	(79)	233	(45)	206.2	(67.3)
東京都	406	(49)	393	(62)	395	(63)	407	(70)	358	(146)	353	(145)	364	(154)	372	(159)	405	(139)	399	(135)	408	(121)	392	(104)	387.7	(113.0)
神奈川県	234	(70)	239	(75)	243	(76)	250	(83)	254	(135)	255	(135)	249	(129)	249	(129)	236	(117)	233	(113)	227	(110)	219	(103)	240.7	(106.3)
新潟県	78	(2)	76	(3)	75	(3)	67	(5)	67	(5)	67	(5)	65	(4)	62	(3)	62	(3)	64	(2)	64	(2)	75	(1)	68.5	(3.2)
富山県	4	(0)	4	(0)	4	(0)	4	(0)	4	(0)	4	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3.5	(0.0)
石川県	10	(1)	10	(1)	10	(1)	9	(1)	8	(1)	8	(1)	8	(1)	9	(2)	8	(1)	8	(1)	8	(1)	7	(0)	8.6	(1.0)
福井県	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	2.5	(2.0)
山梨県	4	(1)	4	(1)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	4.8	(1.8)
長野県	48	(0)	48	(0)	48	(0)	50	(1)	50	(1)	47	(2)	47	(2)	45	(1)	45	(1)	48	(0)	48	(0)	47.7	(0.7)		
岐阜県	70	(3)	71	(4)	73	(4)	53	(19)	54	(20)	54	(19)	54	(20)	54	(20)	52	(20)	69	(10)	69	(10)	67	(9)	61.7	(13.2)
静岡県	12	(2)	15	(5)	15	(5)	17	(7)	23	(11)	22	(11)	22	(10)	22	(10)	21	(9)	20	(8)	17	(5)	16	(4)	18.5	(7.3)
愛知県	150	(12)	145	(47)	145	(48)	156	(59)	156	(59)	155	(61)	157	(60)	157	(61)	150	(55)	150	(55)	151	(13)	152.4	(49.2)		
三重県	6	(0)	8	(2)	8	(2)	9	(3)	9	(3)	9	(4)	10	(4)	9	(3)	9	(3)	8	(2)	8	(2)	7	(1)	8.3	(2.4)
滋賀県	7	(0)	7	(0)	9	(2)	10	(3)	10	(3)	10	(3)	11	(4)	11	(4)	9	(2)	9	(2)	9	(2)	9	(2)	9.1	(2.1)
京都府	28	(0)	31	(4)	30	(5)	32	(7)	33	(8)	32	(7)	32	(7)	32	(7)	31	(6)	30	(5)	28	(1)	30.8	(5.3)		
大阪府	196	(2)	185	(34)	185	(34)	190	(54)	190	(54)	194	(58)	188	(59)	197	(58)	202	(63)	192	(53)	192	(52)	206	(10)	193.9	(44.3)
兵庫県	24	(2)	32	(10)	32	(10)	33	(11)	34	(11)	33	(10)	33	(10)	33	(10)	31	(8)	31	(8)	25	(2)	31.3	(8.6)		
奈良県	7	(1)	10	(4)	9	(4)	10	(5)	12	(7)	12	(7)	10	(5)	10	(5)	10	(5)	10	(5)	8	(3)	8.8	(4.7)		
和歌山県	4	(1)	4	(1)	4	(1)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	6	(3)	6	(3)	5	(2)	5	(2)	4	(1)	4.9	(1.8)		
鳥取県	2	(0)	2	(0)	2	(0)	3	(1)	3	(1)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	3	(1)	3	(1)	2	(0)	3.0	(1.0)		
島根県	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	2.0	(0.0)
岡山県	48	(3)	48	(3)	48	(3)	48	(3)	46	(7)	47	(8)	47	(8)	47	(8)	43	(9)	42	(8)	42	(8)	42	(8)	45.7	(6.3)
広島県	60	(0)	60	(6)	60	(6)	60	(6)	63	(10)	63	(12)	62	(18)	62	(16)	61	(14)	61	(14)	61	(4)	61.2	(10.0)		
山口県	7	(0)	7	(0)	7	(0)	7	(0)	12	(5)	12	(5)	12	(5)	9	(1)	9	(1)	9	(1)	9	(1)	9	(1)	9.3	(2.0)
徳島県	33	(0)	27	(1)	27	(1)	27	(1)	27	(1)	21	(2)	21	(2)	21	(2)	21	(2)	22	(2)	32	(0)	33	(0)	26.9	(1.0)
香川県	9	(4)	10	(5)	11	(6)	11	(6)	11	(6)	11	(6)	11	(6)	9	(4)	8	(3)	7	(2)	7	(2)	9.7	(4.7)		
愛媛県	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	4	(1)	5	(2)	5	(2)	4	(1)	4	(1)	3	(0)	3.8	(0.8)		
高知県	4	(0)	4	(0)	4	(0)	4	(0)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4	(2)	4.0	(1.3)
福岡県	217	(3)	207	(26)	208	(27)	209	(28)	189	(53)	190	(53)	189	(65)	189	(57)	191	(56)	191	(56)	191	(56)	199	(35)	197.5	(42.9)
佐賀県	3	(0)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	5	(2)	3	(0)	4.7	(1.7)		
長崎県	39	(0)	39	(0)	38	(1)	38	(1)	39	(2)	39	(2)	39	(2)	36	(1)	36	(1)	36	(1)	36	(1)	36	(1)	37.6	(1.1)
熊本県	13	(0)	18	(4)	19	(4)	20	(5)	20	(5)	20	(5)	20	(5)	22	(7)	22	(7)	21	(6)	17	(3)	19.3	(4.6)		
大分県	4	(0)	5	(1)	5	(1)	6	(2)	6	(2)	6	(2)	6	(2)	5	(1)	4	(0)	4	(0)	4	(0)	5.0	(1.0)		
宮崎県	6	(0)	6	(0)	6	(0)	8	(4)	10	(6)	10	(6)	12	(8)	12	(8)	11	(7)	11	(5)	9	(3)	9.3	(4.3)		
鹿児島県	31	(0)	32	(1)	31	(1)	31	(1)	31	(1)	28	(3)	28	(3)	29	(3)	29	(3)	30	(3)	28	(1)	29.9	(1.8)		
沖縄県	10	(0)	11	(2)	10	(2)	11	(3)	12	(3)	12	(3)	10	(1)	10	(1)	9	(0)	9	(0)	9	(0)	10.4	(1.5)		
全国合計	2,404	(259)	2,390	(417)	2,389	(443)	2,389	(604)	2,387	(827)	2,382	(818)	2,377	(842)	2,375	(844)	2,373	(793)	2,370	(739)	2,370	(692)	2,382	(455)	2,384	(644.4)

()内は有床・無床診療所の研修歯科医数

